

## 第7期第26回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月25日(金) 午前10時00分から午前10時52分

2. 開催場所 むかわ町産業会館 第3会議室及び穂別町民センター 第1会議室

3. 出席委員 ○(24名)

4. 欠席委員 △( 3名)

1番	小岸元氣	○	10番	田代英孝	○	19番	佐田正彦	○
2番	中田賢大	○	11番	小笠原正実	○	20番	森山幸治	○
3番	辻勉	○	12番	清瀬利一	○	21番	伊藤正人	○
4番	山本好一	○	13番	毛利武	○	22番	貞廣賢治	○
5番	清野薰	○	14番	鈴木秀子	△	23番	平島道弘	○
6番	梅藤勝	△	15番	林利輝	○	24番	青木茂美	○
7番	山谷和彦	○	16番	藤岡健人	○	25番	藤江政利	○
8番	宇南山浩利	○	17番	石崎代里子	△	26番	佐々木保成	○
9番	永田寿明	○	18番	中澤浩	○	27番	中島勝美	○

### 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件
- 第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件
- 第5 報告第3号 農地法第41条第1項の規定による所有者を確知できない農地を利用する権利の設定に関する北海道知事の裁定に関する件
- 第6 報告第4号 農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件
- 第7 報告第5号 むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件
- 第8 報告第6号 海道指導農業士及び北海道農業士認定候補者の推薦に係る賛同に関する件
- 第9 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
- 第10 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく「むかわ町農業経営基盤強化促進基本構想」(変更案)に係る意見に関する件
- 第11 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき要請をする旨の決定に関する件
- 第12 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件
- 第13 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定に関する件
- 第14 議案第6号 農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件

- 第15 議案第7号 農地移動適正化あっせんに関する件
- 第16 議案第8号 特別委員会の設置に関する件
- 第17 議案第9号 特別委員会の委員の定数に関する件
- 第18 特別委員会の委員の指名に関する件
- 第19 特別委員会委員長及び副委員長の互選に関する件

## 6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香  
穂別支局－支局長 宮村 敦嗣、主任 伊藤 貴大

## 7. 会議の概要

事務局長	総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会長	【会長挨拶】
議長	それでは、総会に入ります。本日の出席委員は26名です。欠席は、26番・佐々木委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第7期第26回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、25番・藤江政利委員、1番・小岸元気委員の両名を指名したいと思いますが、鶴川地区、よろしいでしょうか。
鶴川地区	(異議なし)
穂別地区	穂別地区、よろしいでしょうか。
穂別地区	(異議なし)
議長	それでは、両名に決定をいたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告6件、議案9件の合わせて15件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますが、鶴川地区、よろしいでしょうか。
鶴川地区	(異議なし)
穂別地区	穂別地区、よろしいでしょうか。
穂別地区	(異議なし)
議長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。 それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知

議長	書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主査	<p>報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>議案書2ページをお開き願います。</p> <p>合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。1件・3筆・面積は42,662m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>1番については、農地保有合理化事業に先立ち、解約に至ったものです。</p> <p>以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。</p> <p>報告第1号について、鵡川地区、質疑はありませんか。</p>
鵡川地区	(異議なし)
穂別地区	穂別地区、質疑ありませんか。
穂別地区	(異議なし)
議長	<p>質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主査	<p>報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>8月につきましては、議案に記載のとおり、8月8日、18日に川西地区委員会を開催しております。</p> <p>川西地区委員会では、あっせんの申出1件について、申出内容・譲受候補者等適当と判定したところです。</p> <p>また、利用集積等促進計画の利用権設定1件について審議した結果、適当と判定しております。</p> <p>以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。</p> <p>報告第2号について、鵡川地区、質疑はありませんか。</p>
鵡川地区	(異議なし)
穂別地区	穂別地区、質疑ありませんか。
穂別地区	(異議なし)
議長	<p>質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第5 報告第3号「農地法第41条第1項の規定による所有者を確知できない農地を利用する権利の設定に関する北海道知事の裁定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>

主　　査	<p>報告第3号、農地法第41条第1項の規定による所有者を確知できない農地を利用する権利の設定に関する北海道知事の裁定に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>議案書6ページをお開き願います。</p> <p>本件は、5月総会で報告しました農地中間管理機構である北海道農業公社へ農地法第41条第1項に基づく通知をした農地を北海道知事の裁定により中間管理機構が利用権を得たことを報告する内容です。</p> <p>議案書の7ページから9ページに、知事裁定に対する通知書類を添付しております。</p> <p>以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。</p>
議　　長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。</p> <p>報告第3号について、鶴川地区、質疑はありませんか。</p>
鶴川地区	(異議なし)
穂別地区	穂別地区、質疑ありませんか。
議　　長	<p>(異議なし)</p> <p>質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第6　報告第4号「農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主　　査	<p>報告第4号、農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>なお、買入協議結果については、議案書11ページに記載しておりますのでご確認をお願いいたします。</p> <p>以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。</p>
議　　長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。</p> <p>報告第4号について、鶴川地区、質疑はありませんか。</p>
鶴川地区	(異議なし)
穂別地区	穂別地区、質疑ありませんか。
議　　長	<p>(異議なし)</p> <p>質疑なしと認め、報告第4号は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第7　報告第5号「むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主　　査	報告第5号、むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件に

主　　査	<p>ついて、ご報告申し上げます。</p> <p>議案書13ページから15ページに照会内容がありますが、後の議案第1号において農地転用についてお詰りする内容であります、農業振興上の観点や周辺農地への影響といった点からも特に問題がないと判断し、計画変更に異議がないとして16ページのとおり回答しておりますのでご報告申し上げます。</p> <p>以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。</p>
議　　長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。</p> <p>報告第5号について、鵡川地区、質疑はありませんか。</p>
鵡川地区	(異議なし)
穂別地区	穂別地区、質疑ありませんか。
穂別地区	(異議なし)
議　　長	<p>質疑なしと認め、報告第5号は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第8　報告第6号「北海道指導農業士及び北海道農業士認定候補者の推薦に係る賛同に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主　　査	<p>報告第6号、北海道指導農業士及び北海道農業士認定候補者の推薦に係る賛同に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>議案書18ページにむかわ町長から推薦に係る賛同依頼があります。今回、農業士として推薦される■は、鵡川地区において平成20年から農業研修を行い、平成23年に新規就農者として独立されています。トマトとレタスの施設野菜で営農を行い新規就農者の模範となる安定した経営を行っておりまます。就農時から、JAむかわ青年部に加入し、地域活動にも積極的に参加しております、子供たちを対象にした農業体験事業の企画に携わるなど地域振興にも貢献しています。また、むかわ町新規就農受入協議会の会長を務めており、扱い手対策にも貢献しております。</p> <p>以上のことから、町が北海道農業士に推薦するにあたり、農業委員会としてもふさわしいと判断し、19ページにありますとおり賛同しておりますのでご報告申し上げます。</p> <p>以上で報告第6号の説明を終わらせていただきます。</p>
議　　長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。</p> <p>報告第6号について、鵡川地区、質疑はありませんか。</p>
鵡川地区	(異議なし)
穂別地区	穂別地区、質疑ありませんか。
穂別地区	(異議なし)

議長	<p>質疑なしと認め、報告第6号は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第9 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主査	<p>議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。</p> <p>議案書21ページをお開き願います。</p> <p>1番は、農業用施設を建設する案件です。</p> <p>申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、転用は原則不許可ですが、本件は例外許可事由である農振農用地区域の指定用途である農業用施設用地への転用となります。</p> <p>また、申請者が営農上必要とする農作業用施設を整備する計画であり農地区分や転用目的は特に問題ないと考えます。</p> <p>2番は、従業員及び獣医師住宅兼家畜診療所及び農業用事務所兼従業員住宅を建設する案件です。</p> <p>申請地の農地区分等については、報告第5号で町の農振整備計画の変更に係る意見で異議がない旨ご報告させていただき、計画変更の事務を進めていますが変更後は第1種農地となります。また、第1種農地における、農家住宅等の建築は、町の農業振興地域整備計画の中で「農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項」に位置付けられており、農地の区分と転用目的は特に問題ないと考えます。</p> <p>また、1番・2番とも面積要件により北海道農業会議への意見聴取については必要案件となります。</p> <p>22ページから39ページまで、現況地図・配置図・調査表等を添付しておりますのでご確認願います。</p> <p>以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
23番	<p>1番、2番について現地を確認してきましたので、報告いたします。</p> <p>本申請は、農業用施設及び家畜診療所及び事務所を兼ねた従業員住宅等を建設するものです。</p> <p>申請地は、[REDACTED]が耕作する農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められます。</p> <p>また、転用目的、転用面積等も特に問題ないと判断します。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。</p> <p>説明に対する質疑について、鶴川地区、質疑ありませんか。</p>
鶴川地区	<p>(異議なし)</p> <p>穂別地区、質疑ありませんか。</p>

穂別地区	(異議なし)
議長	質疑なしと認め、議案第1号は原案のとおり決定することに鶴川地区、ご異議ありませんか。
鶴川地区	(異議なし)
	穂別地区、ご異議ありませんか。
穂別地区	(異議なし)
議長	ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第10 議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく「むかわ町農業経営基盤強化促進基本構想」(変更案)に係る意見に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
支局長	議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく「むかわ町農業経営基盤強化促進基本構想」(変更案)に係る意見に関する件についてご説明を申し上げます。 議案書41ページをお開き願います。 むかわ町農業経営基盤強化促進基本構想については、町が作成、変更をすることとなっており、変更の際には、基盤強化法施行規則により農業委員会の意見を聞かなければならないこととなっております。 また、この基本構想は、農業経営基盤強化促進法に基づき、10年後の本町農業の目指す姿、農業生産の階層を支える担い手の育成、さらには農地の集積の考え方などを町長が定めるものであり、策定から5年に一度、情勢変化に対応するため定期見直しをすることとされています。 この度、令和5年4月に北海道農業経営基盤強化促進基本方針が公表され、市町村が定める農業経営基盤強化促進基本構想は、同施行令第2条に基づき、基本方針の期間につき、定めることとなっていることから、道の基本方針の見直しを踏まえ、むかわ町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しも必要になるため、議案書41ページのとおり、むかわ町長より意見を求められたものでございます。 別冊資料で「むかわ町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し」をご用意ください。こちらの資料は、事前に配布させていただきましたので、既にお目通しのことと思いますが、この資料の中央にある、タイトル「2 基本構想の見直しのポイント」よりご説明させていただきます。 まず、見直しのポイントは10カ所あります。それぞれの項目で、見直しのポイントを朱書きしております。 また、見直しの主なポイントとしましては、令和6年度末までに、人・農地プランが地域計画として法定化となるため、これに伴う文言の修正・農業経営基盤強化促進法改正に伴い、北海道の基本方針に新設されたことによる、本町の基本構想も新設するものなどが、今回の見直しの主なポイントとされ、さらに、全体の構成につきましても、事前に北海道からの指導に基づき、見直しを行っている内容でありましたことから、内部協議の結果、むかわ町農業委員会

支 局 長	から、むかわ町長に対して適當と認める旨の内容で回答を考えています。 以上、今回の提案理由と概略をご説明申し上げましたが、詳細については、別冊1ページから34ページに見え消し版を添付していますので、お目通しいただき、よろしくご審議ご決定のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑について、鶴川地区、質疑ありませんか。
鶴 川 地 区	(異議なし)
	穂別地区、質疑ありませんか。
穂 別 地 区	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第2号は原案のとおり決定することに鶴川地区、ご異議ありませんか。
鶴 川 地 区	(異議なし)
	穂別地区、ご異議ありませんか。
穂 別 地 区	(異議なし)
議 長	ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第11 議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき要請をする旨の決定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき要請をする旨の決定に関する件につきましてご説明を申し上げます。 議案書43ページをお開き願います。 本件につきましては、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求めるものです。 3月総会のご報告でも申し上げましたとおり、北海道農業公社が農地中間管理権を取得し、認定農業者へ賃貸借により利用権の設定を行うものです。 43ページから45ページに、農用地等の内容、チェックリスト等を添付しておりますのでご確認願います。 以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑について、鶴川地区、質疑ありませんか。
鶴 川 地 区	(異議なし)

議長	穂別地区、質疑ありませんか。
穂別地区	(異議なし)
議長	質疑なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定することに鶴川地区、ご異議ありませんか。
鶴川地区	(異議なし)
穂別地区	穂別地区、ご異議ありませんか。
穂別地区	(異議なし)
議長	ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第12 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主査	議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書47ページ、所有権移転1件です。 以上、所有権移転1件3筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。 図面につきましては、48ページに添付しておりますのでご確認願います。 以上で議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑について、鶴川地区、質疑ありませんか。
鶴川地区	(異議なし)
穂別地区	穂別地区、質疑ありませんか。
穂別地区	(異議なし)
議長	質疑なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定することに鶴川地区、ご異議ありませんか。
鶴川地区	(異議なし)
穂別地区	穂別地区、ご異議ありませんか。
穂別地区	(異議なし)

議長	<p>ご異議がないようですので、議案第4号は原案どおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第13 議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主査	<p>議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。</p> <p>議案書50ページから、利用権設定1件です。</p> <p>北海道農業公社が農地中間管理権を取得し、被設定人へ賃貸借により利用権の設定を行うのがこの農用地利用集積等促進計画(案)になります。</p> <p>中間管理権を取得し、認定農業者へ賃貸借するという内容は、先の議案でもお諮りしてきたところですが、これらの農地についての計画案となってございます。この計画案を決定した後の流れを申し上げますと、町から農地中間管理機構へこの計画案を提出し、その後、知事が認可・公告を行い、被設定人に賃貸借されることになります。道の公告日が制度上の決定日となるため、開始日が令和5年9月29日となっており、終期については、中間管理機構へ利用権を設定した日付となっております。</p> <p>51ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。</p> <p>以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>説明に対する質疑について、鶴川地区、質疑ありませんか。</p>
鶴川地区	(異議なし)
穂別地区	穂別地区、質疑ありませんか。
穂別地区	(異議なし)
議長	質疑なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定することに鶴川地区、ご異議ありませんか。
鶴川地区	(異議なし)
穂別地区	穂別地区、ご異議ありませんか。
穂別地区	(異議なし)
議長	ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。
	続いて、日程第14 議案第6号「農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主　　査	<p>議案第6号、農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件についてご説明を申し上げます。</p> <p>議案書59ページをお開き願います。</p> <p>申込者は、この後、議案第7号でお諮りいたします、あっせんの譲受適格者となる████████です。現在、豊城研修農場で研修期間中であり、7月に認定新規就農者として認定されております。</p> <p>あっせん事業申込者の登録については、11月に就農予定であることから、今回、申し込みを受けたものです。</p> <p>なお、経営形態に対する経営面積につきましては、今回あっせんで取得する面積も含め、今後、基準を満たす見込みがあるものとして、今回申し込みを受けたものです。</p> <p>以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議　　長	<p>事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>説明に対する質疑について、鵜川地区、質疑ありませんか。</p>
鵜川地区	(異議なし)
穂別地区	穂別地区、質疑ありませんか。
穂別地区	(異議なし)
議　　長	質疑なしと認め、議案第6号は原案のとおり決定することに鵜川地区、ご異議ありませんか。
鵜川地区	(異議なし)
穂別地区	穂別地区、ご異議ありませんか。
穂別地区	(異議なし)
議　　長	ご異議がないようですので、議案第6号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第15　議案第7号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主　　査	<p>議案第7号、農地移動適正化あっせんに関する件について、ご説明を申し上げます。</p> <p>議案書55ページをお開き願います。</p> <p>以上、1件の実施につきまして、56ページに図面を添付してございますのでご確認願います。</p> <p>以上で議案第7号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議　　長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

議長	説明に対する質疑について、鶴川地区、質疑ありませんか。
鶴川地区	(異議なし)
穂別地区	穂別地区、質疑ありませんか。
穂別地区	(異議なし)
議長	質疑なしと認め、議案第7号は原案のとおり決定することに鶴川地区、ご異議ありませんか。
鶴川地区	(異議なし)
穂別地区	穂別地区、ご異議ありませんか。
穂別地区	(異議なし)
議長	ご異議がないようですので、議案第7号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第16 議案第8号「特別委員会の設置に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局長	議案第8号、特別委員会の設置に関する件」をご説明申し上げます。 議案書の57ページをお開き下さい。 特別委員会の設置に関する件についてですが、むかわ町農業委員会の地区委員会及び特別委員会に関する要綱第4条の規定で、特別委員会は必要がある場合において、総会の議決で置くとされておりますので、よろしくお願ひいたします。
議長	ただ今の事務局からの説明のとおり、特別委員会の設置は、総会の議決で置くこととしております。 お諮りします。特別委員会の設置について、決定することに鶴川地区、ご異議ありませんか。
鶴川地区	(異議なし)
穂別地区	穂別地区、ご異議ありませんか。
穂別地区	(異議なし)
議長	異議なしと認め、むかわ町農業委員会に特別委員会を設置することに決定いたしました。 日程第17 議案第9号 特別委員会の委員の定数に関する件を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局長	議案第9号、特別委員会の委員の定数に関する件についてご説明申し上げま

事務局長	す。 議案書の58ページをお開き下さい。特別委員会の委員の定数に関する件についてですが、むかわ町農業委員会の地区委員会及び特別委員会に関する要綱第4条2項の規定で、特別委員会の委員の定数は、総会の議決で定めるとされておりますので、よろしくお願ひいたします。
議長	ただ今の事務局からの説明のとおり、特別委員会の委員の定数は、総会の議決で定めることとしております。 お諮りします。特別委員会の委員の定数について、どのように定めることがよろしいかお諮りします。
22番	特別委員会の委員の定数について、全委員のバランスを踏まえて、鵠川地区4名、穂別地区4名、中立委員1名としてはどうかと思います。
議長	ただいま、貞廣委員から、鵠川地区4名、穂別地区4名、・中立委員1名との提案がありました。 このことにつきまして、鵠川地区、ご異議ありませんか。
鵠川地区	(異議なし)
	穂別地区、ご異議ありませんか。
穂別地区	(異議なし)
議長	異議なしと認め、特別委員会の委員は9名とすることに決定いたしました。 日程第18 特別委員会委員の指名に関する件を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局長	議案書の59ページをお開き下さい。特別委員会委員の指名に関する件についてですが、むかわ町農業委員会の地区委員会及び特別委員会に関する要綱第5条の規定で、特別委員は会長が総会に諮って指名するとされておりますのでご決定のほどよろしくお願ひ申し上げます。
議長	ただ今の事務局からの説明のとおり、特別委員については、会長が総会に諮って指名することとしております。 お諮りします。特別委員は、会長から指名することに、鵠川地区、ご異議ありませんか。
鵠川地区	(異議なし)
	穂別地区、ご異議ありませんか。
穂別地区	(異議なし)
議長	異議なしと認め、私から特別委員を指名いたします。

議長	<p>まず鶴川地区、23番・平島道弘委員、21番・伊藤正人委員、15番・林利輝委員、11番・小笠原正実委員の以上の4名とします。</p> <p>穂別地区、20番・森山幸治委員、17番・石崎代里子委員、16番・藤岡健人委員、12番・清瀬利一委員の以上の4名とします。</p> <p>続いて、中立委員、4番・山本好一委員の1名とします。</p> <p>また、特別委員会には、私と会長職務代理者が、オブザーバーとして随時、出席することとなりますので、ご承知おき願います。</p> <p>日程第19 特別委員会委員長及び副委員長の互選に関する件を議題といたします。</p> <p>本件は、むかわ町農業委員会の地区委員会及び特別委員会に関する要綱第7条の規定により、特別委員会において互選するものであり、その互選に係る職務は年長の委員が行うこととされておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>会議は、しばらく休憩します。テレビ会議のため、特別委員会委員以外の委員は、申し訳ありませんが、退席をお願いします。委員長及び副委員長の互選後、再開いたします。</p> <p>会議は、しばらく休憩します。</p> <p>再開は、10時50分からとします。(10時40分)</p>
— 休憩 —	
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。(10時50分)</p> <p>特別委員会委員が互選した委員長及び副委員長を報告願います。</p> <p>山本委員から報告願います。</p>
山本委員	<p>報告します。委員長は、平島道弘委員、副委員長は、森山幸治委員を互選いたしました。</p>
議長	<p>ただ今、特別委員会から報告のあったとおり、特別委員会の委員長及び副委員長が決まりました。よろしくお願いいいたします。</p> <p>以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。</p>